平成２２年（フ）第１２８号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目９番19号、前住所奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘３丁目30番地11
債務者　西田　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
奈良県宇陀市榛原区萩原2501番地
債務者　坪本　　巖
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
奈良県大和高田市旭北町５―12　高田マンション305号、住民票上の住所奈良県高市郡高取町大字丹生谷1028番地の１
債務者　栗本　るみ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目410番地６、旧住所和歌山県和歌山市向191番地
債務者　岩尾　幸治
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目410番地６、旧住所和歌山県和歌山市向191番地
債務者　岩尾登志恵
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
鳥取県米子市皆生５丁目５番15号　市住７Ｒ１―204号
債務者　多田　尚美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４２８号
広島市東区曙５丁目３番30号
債務者　尾村興業こと　尾村　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６７号
広島県廿日市市大東２番13号
債務者　森岡千賀子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０５号
広島市安佐北区口田４丁目１番２―406号
債務者　西原　久美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１７号
広島市安佐南区長楽寺１丁目32番35―１―104号
債務者　奥崎　奈々
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４６号
広島市安芸区矢野東４丁目４番20―102号第７森本ビル
債務者　山口　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４９号
広島市西区大芝３丁目５番12―205号
債務者　岡崎　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９３号
広島県東広島市西条町寺家6347番地２
債務者　上代　敏廣
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３号
広島県尾道市因島洲江町227番地１
債務者　有馬　　仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
山口県下関市新垢田南町２丁目１番Ｒ16―101号　市営新垢田住宅
債務者　森部ひろこ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
山口県下関市長府珠の浦町21番７号
債務者　吉田八重子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
山口県下関市彦島本村町３丁目４番５―206号　吉本ビル
債務者　山田　修一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係